

【別紙1】

対象者	変更後の取り扱い	必要な手続き	その他
令和2年2月24日までに、介護支援専門員証の有効期間満了を迎えた方（令和2年3月31日までにレポート提出された方を含む）	レポート提出・修了認定により、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで介護支援専門員の資格が有効なものとする。	<p>【別紙3（レポート様式）】を提出してください。（対象者には【別紙2（レポート課題）】と【別紙3（レポート様式）】を同封しています。）</p> <p>〈提出期限〉 <u>令和2年5月25日（月）</u> <u>（12時必着） 郵送または持参</u></p> <p>〈提出先〉 <u>鳥取県社会福祉協議会人材部</u> <u>（宛先は通知を参照）</u></p> <p>レポートの審査後、修了認定通知が発行され、介護支援専門員証の交付申請が可能になります。</p> <p>レポート提出されない方は、変更後の取り扱いができなくなりますのでご注意ください。</p> <p><u>ただし、令和2年3月31日までにレポート提出・修了認定されている方は、提出不要です。</u></p>	研修終了後、レポート提出・修了認定後の交付日から5年間有効な介護支援専門員証の交付申請が可能。
令和2年2月25日以降に介護支援専門員証の有効期間満了を迎える方	令和4年3月31日まで介護支援専門員の資格が有効なものとする。	研修が修了するまで、必要な手続きはありません。	研修終了後、元の有効期間満了日から5年間有効な介護支援専門員証の交付申請が可能。